

## 第3回道営電気事業のあり方検討委員会（第1回会議）議事録

日時：平成26年5月29日（木）13:30～15:00  
場所：別館11階 第4研修室

### 1 開会

#### 【出口主幹】

ただいまから、道営電気事業のあり方検討委員会を開催します。

委員長が決まるまで、私、発電課の出口が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

あらかじめ、本委員会については、前回の委員会と同様に、公開で実施することとし、議事録につきましてもホームページなどで公表することをご了承いただきますようお願いいたします。

### 2 委嘱書交付

#### 【出口主幹】

本委員会の委員にご就任いただきます皆様に対する委嘱書につきましては、お手元にお配りしておりますので、大変恐縮ですが、これをもちまして委嘱書の交付に替えさせていただきますと存じます。

### 3 公営企業管理者挨拶

#### 【出口主幹】

それでは、開会に当たり、公営企業管理者の伊藤からご挨拶を申し上げます。

#### 【伊藤公営企業管理者】

伊藤でございます。皆様には大変ご負担になるかと思いましたが、本委員会の委員にご就任をお願いをし、お引き受けいただきまして、感謝いたします。ありがとうございます。

また、本日は何かと皆様お忙しいところ、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、この道営電気事業のあり方検討委員会でございますが、第三次ということになります。この検討委員会そのものは平成18年にスタートしておりますけれども、背景としましては、国の電力システム改革、電力自由化、それと道においては行財政改革という二つの大きな背景をもって議論がスタートしたわけでございます。

国の電力システム改革でございますが、戦後長い間、国内10電力の地域独占供給という経営形態が続いてまいりましたけれども、1995年に自由化がスタートいたしました。95年にいわゆるIPP（インディペンデント・パワー・プロデューサー）という、卸供給事業者が認められ、北電に電力を売るという卸供給がスタートいたしました。

その後2000年になりますと、今度は小売りの段階でも自由化が進みまして、通常PPS（パワー・プロデューサー・アンド・サプライヤー）と言っておりますけれども、いわゆる新電力とって、北電の送電網を使いながら、特定の大口の需要家に向けて小売りをするということが自由化になってございます。

国の資料によりますと、現段階で国内の販売電力量の62パーセントがすでに自由化対象になっているということでございますが、現状進んでおりますシステム改革はさらにそれを進めて、2年後に小売りの完全自由化、つまり特定の大口のいわゆる高圧の需要家の外にある家庭、低圧の100ボルト、200ボルト、ここまですべて自由化をするということが現在進んでおりまして、まもなく電事法の改正案が国会で成立するという見込みであると聞いております。

さらにその先には、小売り自由化から2年後ないし4年後にかけて、発送電分離、法的分離ということが予定されておまして、この流れというのは、もう止まることはないということで、それを受けて国の方でも詳細の詰めの議論をやっているというふうにお聞きしております。

そういう中で、道営の電気事業でございますけれども、平成18年にスタートしましたときは、そういう環境の中で、道営の電気事業がどういうふうに行っていくのかという見通せないという状況の中で、民間に譲渡という前提の基に議論が進んでいったわけでございますが、後ほど議論の経過は資料でご説明をさせていただきますけれども、その時点で民間譲渡の交渉というのは一定の障害がありまして、進まない、現状では中断ということになっておまして、現状の道営電気事業につきましては平成31年度まで北電との長期供給契約に基づいて、安定的な販売が確保されているという状況でございますが、先ほど申し上げましたように国の電力システム改革が

進みますと、さらにその先において、道営電気事業の見通しがつかなくなってくるということが想定をされております。

一方で「3. 11」の事故以来、再生可能エネルギーということに対して光が当たっておりまして、道営電気事業は水力発電をやっておりますので、道議会の議論の中でも再生可能エネルギーの普及拡大に一定の役割を果たせという、こういうご議論も高まっているところでございます。

私どもといたしましては、平成32年度以降の道営電気事業のあり方について、先生方のご意見を賜りまして、その方向性を定めて参りたいというふうに思っております。

道営電気事業は、ある意味道民の貴重な財産でございます。また、単に収益を上げればいいというものではなくて、あくまでも公的な役割という位置付けの基に、電気事業を行うという使命を持っておりますので、その点も含めて各委員の活発なご議論を賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

#### 4 委員等紹介

##### 【出口主幹】

本日は第1回の委員会ですので、委員の皆様を私からご紹介させていただきます。

電気工学のご専門でございます、北海道大学大学院情報科学研究科教授の北裕幸様でございます。

公営企業分析のご専門でございます、株式会社浜銀総合研究所地域経営研究室長の佐藤裕弥様でございます。

財務会計のご専門でございます、公認会計士の庄司正史様でございます。

経済団体を代表いたしまして、北海道経済連合会理事・事務局長の菅原光宏様でございます。

企業経営のご専門でございます、小樽商科大学ビジネススクール教授の瀬戸篤様でございます。

地域振興の分野を代表いたしまして、北海道町村会常務理事の谷本辰美様でございます。

消費者団体を代表いたしまして、一般社団法人北海道消費者協会専務理事の矢島收様でございます。

次に企業局職員をご紹介申し上げます。局長お願いします。

##### 【武田局長】

企業局長の武田でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。それでは私の方から幹部職員をご紹介させていただきます。

最初に企業局次長の小笠原でございます。つづきまして総務課長の狩野でございます。次に発電課長の藤永でございます。次に発電課参事の中川でございます。つづきまして工業用水道課長の原でございます。工業用水道課参事の千葉でございます。以上でございます。

委員の皆様方、よろしくお願申し上げます。

#### 5 設置要綱説明

##### 【出口主幹】

議事に入ります前に、皆様のお手元にお配りしております道営電気事業のあり方検討委員会設置要綱について、発電課の中村からご説明します。

##### 【中村主幹】

道営電気事業のあり方検討委員会設置要綱は平成18年3月に制定したものであり、あり方検討委員会につきましては、第1条の趣旨にありますとおり、行財政改革の推進や電気事業における規制緩和の進展など、地方公営企業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、第2条に掲げる電気事業のあり方について、幅広い観点から検討することを目的としております。委員は第3条に基づき、公営企業管理者から委嘱させていただき、委員の互選による委員長が第4条の委員会の招集をはじめとする議事の運営全般を行うこととなります。

#### 6 委員長選任

##### 【出口主幹】

続きまして、設置要綱第3条第2項に基づき、委員長の選任を行います。委員長は、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

##### 【佐藤委員】

私は、北海道大学大学院の北先生を推薦させていただきたいと思っております。北先生は電気事業に関係する分野を研究テーマとされているとともに、前回の平成22年度の道営電気事業のあり方

検討委員会においても報告書の取りまとめについて非常に重要な役割を担っていただいたことから、是非今回、北先生にお願いさせていただくとともに、他の委員の先生にもお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

### 【各委員から異議なしとの声】

#### 【出口主幹】

それでは、ご賛同が得られましたので、委員長には北委員と決定いたします。北委員長には、委員長席にお移り願います。

### 7 委員長挨拶

#### 【出口主幹】

早速ですが、北委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

#### 【北委員長】

ただいま、委員長にご指名いただきました北海道大学の北でございます。委員の皆様のご協力をいただきながら、この職責を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど伊藤様からお話ございましたが、平成32年度以降の道営電気事業のあり方について今回検討するというところで、単なる経営的視点だけではなく、電力システム改革の道営電気事業に与える影響ですとか、あるいは今後の収支の見通し、さらには再エネの導入、拡大、普及という観点で、この道営電気事業がどのような形で貢献できるかなど様々な視点からご議論いただきたいと思っておりますので、活発なご議論のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

### 8 議事

#### 【出口主幹】

それでは議事に入りたいと思います。要綱第4条第2項に基づき、これからの議事進行は北委員長に願います。北委員長よろしく願います。

#### 【北委員長】

では、早速議事に入りたいと思います。

本日の委員会の進め方についてでございますが、次第のとおり道営電気事業の概要、あり方検討のこれまでの経緯などについて、事務局の方から順次ご説明いただいた後、委員の皆様方からご意見を伺うという形で進めていきたいと思っております。

それでは、まず資料1から資料2の「企業局の概要」、「道営電気事業の現状」について、事務局の方からご説明のほどお願い申し上げます。

#### 【中村主幹】

では、お手元の資料1「企業局の概要」について、資料1-1から1-8まで、順にご説明いたします。

まず、資料1-1「企業局設置の経緯等」をご覧ください。

1の「地方公営企業法の制定」についてですが、同法は地方公営企業としての経営の根本基準を定めたものであり、第3条において「経済性の発揮」及び「公共の福祉の増進」の2つの点を経営の基本原則として運営しなければならないものと定めております。

また、同法の第2条において、法の適用対象となる7つの事業が定められており、現在、北海道企業局では、このうち②の工業用水道事業、⑥の電気事業を運営しております。

2の「道営による電気事業及び工業用水道事業」についてですが、まず、電気事業につきましては、戦後のひっ迫した電力事情に対処するため、昭和25年1月に電源開発推進本部を設置して、雨竜川総合開発事業により道営の第1号となる「鷹泊発電所」の建設に着手し、昭和28年に給電が開始され、道営による電気事業がスタートしております。

一方、工業用水道事業につきましては、昭和42年から、室蘭地区において給水が開始され、道営としての事業がスタートしております。

3の「企業局の設置」についてですが、地方公営企業法の数度に渡る改正を踏まえ、地方公営企業法を適用して効率的な事業運営を目指すこととし、それまでの商工部、現在の経済部であります。こちらから事業の移管を行い、昭和39年4月1日に「北海道企業局」を設置いたしま

した。ちなみに本年度、平成26年度は、企業局を設置して、ちょうど50年目となる節目の年に当たります。

4の「企業局所管事業の変遷」についてですが、かつて北海道企業局では、有料道路事業これは支笏湖畔有料道路ですとか工業団地開発事業、苫小牧東部工業用地などの事業を行っていましたが、現在は電気事業、工業用水道事業の2事業となっているところです。

次に、資料の2ページ目、5の「電気事業の変遷」についてですが、それぞれ電源開発の目的ごとに施設を分類しております。

まず、河川総合開発事業による電源開発としては、雨竜川総合開発事業により昭和25年8月に着工し、昭和28年2月に運転を開始した「鷹泊発電所」を始め、夕張川総合開発事業により、昭和35年12月に運転を開始した「二股発電所」、昭和37年12月に運転を開始した「川端発電所」、天塩川総合開発事業により昭和45年12月に運転を開始した「岩尾内発電所」がございます。

なお、二股発電所につきましては、国の夕張シューパロダム建設に伴い水没することから、平成25年8月30日をもって廃止し、その代替施設として、新たに「シューパロ発電所」を建設中であり、平成27年4月の運転開始を目指して、現在、工事は順調に進んでいるところであります。

次に、石油代替エネルギーとしての電源開発としては、昭和58年6月に運転を開始した「ポンテシオ発電所」、平成4年4月に運転を開始した「滝下発電所」がございます。

次に、産炭地振興としては、平成6年4月に北炭真谷地炭鉱株式会社から「清水沢発電所」及び「滝の上発電所」の2施設を取得しております。なお、運転開始は、清水沢発電所は昭和15年、滝の上発電所は大正14年と老朽化が著しいことから、両発電所とも改修事業に着手したところであります。

次に、新エネルギーの導入としては、道立小平高等養護学校の自家用として平成13年4月に運転を開始した「小平オンネ風力発電所」がございますが、落雷により破損したことから、平成21年6月に廃止しております。

次に、資料1-2「北海道企業局の所管事業」をご覧ください。

ただいま、資料1-1で御説明した各発電所について、北海道地図の上に整理しております。

夕張川については、上流から順にシューパロ発電所、清水沢発電所、滝の上発電所、滝下発電所、川端発電所、雨竜川については、鷹泊発電所、天塩川については、上流から順にポンテシオ発電所、岩尾内発電所となっております。

このほか、工業用水道事業につきましては、室蘭地区、苫小牧地区、石狩湾新港地域の3つの地区となっております。

次に、資料1-3「電気事業の概要」をご覧ください。

○の2つ目ですが、平成25年に二股発電所を廃止し、代替施設のシューパロ発電所が建設中のため、現在は7発電所、最大出力合計で5万6千240キロワットの規模で運営しております。

平成26年度の基準受給電力量は1億9千94万8千キロワットアワーで、電気事業法に基づく卸供給事業者として、北海道電力株式会社へ全量を卸供給しております。

各施設の最大出力などにつきましては、資料の下の部分に表で取りまとめておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。

次に、資料1-4「工業用水道事業の概要」をご覧ください。

○の1つ目と2つ目について、詳細の説明は割愛させていただきますが、石狩湾新港地域、及び苫小牧地区につきましては、それぞれ事業の整理・統合などを経ております。

○の3つ目ですが、給水能力については、室蘭地区では日量11万5千立方メートル、苫小牧地区では日量20万立方メートル、石狩湾新港地域では日量1万2千立方メートルとなっております。

ただいまご説明いたしました各施設の給水能力などにつきましては、同じく資料の下の部分に表で取りまとめております。

次に、資料1-5「企業局の組織機構」をご覧ください。

平成26年4月1日現在の職員の配置数は、特別職の公営企業管理者が1名、企業局長以下の一般職が87名、計88名となっております。

組織機構の図ですが、本局には、総務課、発電課、工業用水道課の3つの課があり、このほか、施設を管理するため、2つの発電管理事務所、3つの工業用水道管理事務所がございます。

このうち、鷹泊発電管理事務所では、鷹泊発電所、岩尾内発電所、ポンテシオ発電所の3つの発電所を所管しており、夕張川発電管理事務所では、清水沢発電所、滝の上発電所、滝下発電所、川端発電所の4つの発電所に加え、現在建設中のシューパロ発電所を併せると、5つの発電所を

所管することになります。

次に、資料1-6「地方公営企業に関する法令等」をご覧ください。

地方自治法第263条の規定に基づき、特別法としての地方公営企業法が定められており、主な条文を掲げておりますが、第2条では地方公営企業法の適用を受ける事業の範囲について、第3条では経営の基本原則について、第7条では管理者を置くことについて、第8条ではその管理者の地位及び権限について、第14条では条例により管理者の権限に属する事務処理のための組織を設けることについて、第17条では特別会計を設置することについて、第17条の2では経費の負担の原則として、特別会計の経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることについて、それぞれ定められております。

次に、資料1-7「北海道公営企業条例」をご覧ください。

地方公営企業法の規定に基づき、本条例を定めており、第2条では北海道が経営する事業は電気事業と工業用水道事業の2つであること、第3条では経営の基本として各事業の施設について名称などを定めており、第4条では管理者1人を置くこと、及び第5条では管理者の権限に属する事務を処理するため、北海道企業局を置くことについて、それぞれ定められております。

次に、資料1-8『北海道企業局経営計画』について」をご覧ください。

1の計画策定の背景などについてですが、企業局では、平成15年4月に策定した「北海道公営企業経営指針」に加え、事業別に平成14年3月に策定した「電気事業計画」、平成19年3月に策定した「工業用水道経営健全化計画」に基づき経営を行ってまいりましたが、平成23年3月の東日本大震災に伴う原発事故以降は、エネルギー問題を取り巻く環境が劇的に変化いたしました。

このような急激な情勢変化を踏まえ、中長期的視点に立った経営の方向性を明示し、これを踏まえた事業展開を一体的に推進し、より計画的・効果的な地方公営企業の経営を行っていくため、平成24年度から平成31年度までの8年間の計画期間とする、「北海道企業局経営計画」を新たに策定いたしました。

2の経営方針などについてですが、まず、経営の基本姿勢として、純国産の再生可能エネルギーである水力発電による電気と、豊富で良質な工業用水の安定供給を基本とし、経営の効率化、社会情勢の変化に配慮した企業経営により、北海道産業・経済の発展に貢献していくこととしております。

基本方針としては、経営基盤の強化、安定したサービスの提供、道民理解の促進、再生可能エネルギーの導入拡大と地域の活性化、社会情勢の変化を踏まえた事業運営のあり方の検討の5つの方針を定めるとともに、それぞれの方針ごとに取組みの方向性を掲げております。

2ページ目ですが、3の電気事業の取組みについて、基本方針に沿った具体的な取組みを定めており、(1)の安定したサービスの提供に関しては、施設の計画的な補修・改修を行うこととし、老朽化が著しい滝の上及び清水沢発電所の改修や、シューパー発電所の建設などについて定めております。

(2)の再生可能エネルギーの導入拡大と地域の活性化に関しては、再生可能エネルギーの調査研究等や、地域の再生可能エネルギーの取組みへの支援について定めております。

(3)の社会情勢の変化を踏まえた事業運営のあり方の検討に関しては、施策動向等の調査研究や、事業運営の検証について定めており、今回のあり方検討委員会につきましては、このうち事業運営のあり方の総合的な検証として位置づけられております。

なお、収支の状況につきましても、平成31年度までの計画期間内の推計を行っておりますが、前提条件となる「総括原価方式」について、今後とも維持されるものとして将来推計を行っておりますことから、国の電力システム改革などの動きを踏まえながら、平成31年度以降も含めた将来推計の再算定を行う必要があるものと考えており、今後、本委員会におきまして事務局からの原案について、お示しさせていただきたいと考えております。

3ページ目ですが、4の工業用水道事業の取組みについては、経営健全化計画の取組みを本計画における具体的な取組みとして位置づけておりますが、詳細の説明につきましては省略させていただきます。

その下の5ですが、電気事業に係る経営努力目標の達成状況についてでございます。

電気事業では、平成15年度に策定した北海道公営企業経営指針において、平成15年度から平成24年度までの10年間で、維持管理経費について、平成14年度決算額から1億5千万円を削減するという、数値目標を掲げてまいりました。

下の表のA欄、平成14年度の決算額と、C欄、平成24年度の決算額を単純比較しますと、右端のD欄、削減額欄にありますとおり1億2千4百万円となりますが、指針を策定した平成15年当時想定していなかった修繕引当金の計上額、E欄になりますが、この8千3百万円が経理処理上はC欄の平成24年度決算額に含まれておりますので、その影響分を控除いたしますと、最

終的な削減達成額は、下の段のF欄、2億7百万円となり、目標を達成しているものと考えております。

なお、修繕引当金につきましては、翌年度以降の発電施設の大規模改修に係る経費に充てるものであり、年度間の平準化を図るために計上しているものでございます。

最後に、6の組織機構の簡素効率化と業務委託の拡大等についてでございます。

電気事業では、経営指針及び電気事業計画に基づき、効率的な事業運営を図ってきたところでありますが、そのうち主なものを表にまとめております。

組織機構の簡素効率化につきましては、岩尾内発電所とポンテシオ発電所を所管しておりました「天塩川管理事務所」について、平成19年度に分所化したのに続き、平成20年度には鷹泊発電管理事務所へ統合いたしました。

また、業務委託の拡大等につきましては、それまで24時間交代制勤務で業務を行っておりました「発電中央制御監視業務」について、平成18年度に北海道電力(株)へ委託を行ったほか、発電施設の保守管理や点検業務の一部について、外部委託化を進めております。

以上で、資料1の「企業局の概要」についての説明を終わります。

### 【佐藤主査】

発電課の佐藤です。私からは、資料2「道営電気事業の現状」について、ご説明させていただきます。

まず、資料2-1についてですが、「公営電気事業の法的位置づけ」となっております。

公営電気事業者は平成7年の電気事業法の改正前まで、「卸電気事業者」として、また、法改正後、22年3月末までの15カ年の経過措置期間は「みなし卸電気事業者」として、法に基づき国の認可を受け、発電した電力は北電など一般電気事業者へ供給する義務のある電気事業者として位置づけられておりました。

また、22年度以降におきましては、北海道電力との平成22年4月から平成31年3月までの10カ年の「電力受給に関する基本契約」の締結により、法的には非電気事業者であります。契約上の供給義務をもつ「卸供給事業者」として位置づけられ、道内の電力供給の一端を担ってきたところであります。

また、いずれの場合も電気料金の算定の際には「総括原価」が適用され安定的に経営が行われ、今日に至っているところです。

次の資料2-2「電気事業に関する法令等」につきましては、現行の「電気事業法」及び「卸供給料金算定規則」のうち、公営電気事業に係る部分を抜粋したものととなっておりますのでご参照いただきたいと思います。

資料2-3「電気料金のしくみについて」ですが、ここでは、現在、料金の算定の際に適用される「卸供給料金算定規則」に基づく「総括原価」のしくみについてご説明して参りたいと思います。

電気料金は算定の基準である「卸供給料金算定規則」で定められており、「将来の合理的期間を定め、当該期間において卸供給を行う事業運営に必要と見込まれる原価に利潤を加えた額」という総括原価主義に基づき料金を算定しております。

手続きといたしましては「卸供給料金算定規則」に基づき算定した原価を電力会社と交渉の後、国(経済産業局)への届出が受理されて初めて供給開始ができるものとなっております。

原価の内訳についてであります。大きく分けて人件費や物件費、修繕費その他管理経費などの「営業費」に「事業報酬」を加え、「控除項目」を控除したものとなります。

「事業報酬」には支払利息や自己資本報酬のほか、公営企業の健全な経営を維持するために必要な資金として、企業債の償還財源となる減価償却費を超える企業債元金償還不足額を総括原価に算入することが認められており、道営電気事業においては、当該費用を料金に参入しております。

なお、料金収入は収益的収入であるのに対し、企業債償還金は資本的支出となっているため、会計処理上は企業債償還不足分にかかる事業報酬部分は利益として計上されることとなります。

続きまして資料2-4「道営電気事業の経営状況について」ですが、「1」の事業収支におきましては、過去10カ年の道営電気事業の経営状況について表及びグラフにいたしました。

ただ今説明いたしました総括原価に基づく料金収入のもと、道営電気事業は毎年度おおむね5億円程度の純利益を計上してきております。

なお、平成26年度に関しましては、二股発電所の廃止の影響による収益の減少などにより、純利益は約1億円となっているところでありますが、平成27年度以降におきましては、固定価格買取制度の適用を受けておりますシューパロ発電所の運転開始が予定されており、収益が増加

することが見込まれているところです。

次に「2」の単価についてであります。料金単価は2年ごとに改定が行われておりますが、これまで進めてきた経営効率化の取り組みや支払利息の低減などにより、年々減少しており、現在、1キロワットアワーあたり9円10銭となっております。

他県の公営電気事業者の平均と比較しますと、単価が高くなっておりますが、これは、滝下発電所など比較的新しい発電所の建設の際に借り入れた企業債償還金の負担が大きく、企業債償還に係る事業報酬が料金単価に反映されていることによるものとなっております。

次に「3」の事業報酬についてであります。企業債償還に係る事業報酬について説明いたします。

企業債元金の償還には基本的に減価償却費が充てられますが、先ほど資料2-3で説明いたしましたとおり、健全な経営の維持のため、企業債の償還金と減価償却費との差額を料金に含めることが認められております。グラフでは、各年度の企業債償還額を実線で示しており、赤い棒グラフが減価償却費となっております。償還不足額である事業報酬を緑色で表示しておりますが、この部分が純利益に反映されることとなります。近年は、約5億円程度で推移してきておりましたが、今後、企業債償還の進行に伴い減少していく見込となっております。

次に「4」の内部留保資金の状況についてであります。先ほどの説明と関連いたしますが、電気事業の純利益は事業報酬が主なものであり、企業債の償還財源として使用されるため、内部留保資金は増加することなく、ここ数年は約15億円で推移しているところです。

なお、平成25年度の資金の増加は、国から二股発電所の廃止補償金を受け入れたことによるものであり、当該資金は平成26年度においてはシューパロ発電所等の建設資金として使用されるため、最終的に資金が増加することはないものとなっております。

最後に「5」の企業債残高の状況についてであります。こうした料金制度のもと、企業債の償還は順調に進んでおり、今年度末における企業債残高は、平成17年度と比較しまして約150億円から約80億円と半分程度になると見込まれているところです。

以上、道営電気事業の現状の説明を終わります。

**【北委員長】**

どうもありがとうございました。ここで、いったん切りまして、この段階でまず、ご質問があればお受けしたいと思います。何かご質問等はございますでしょうか。

**【北委員長】**

シューパロ発電所はFIT（固定価格買取制度）の適用が決まったというお話を伺いましたが、だいたいどれだけの収益が見込まれているのか、もし数字がおわかりになれば教えていただきたいのですが。

**【武田局長】**

予定では来年ですが、FITによる収益、差し引きで増分が1年間計画どおり稼働しますと、およそ14億円の収益増を見込んでおります。

**【北委員長】**

それは20年間ですか。

**【武田局長】**

稼働開始後、20年間です。

**【北委員長】**

20年間、毎年14億円の収益があるということですね。

**【武田局長】**

はい。

**【北委員長】**

質問がなければ、引き続き議事を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、資料3から資料4の「道営電気事業のあり方検討の経緯など」、「課題整理状況などについて」をこちらにつきましても事務局の方からご説明をお願いします。

## 【中村主幹】

では、お手元の資料3「道営電気事業のあり方検討の経緯など」について、資料3-1から3-3まで、順にご説明いたします。

まず、資料3-1「検討状況」をご覧ください。

道営電気事業につきましては、平成7年から順次行われてきた電気事業法の改正による、電力の自由化など規制緩和の進展、また、平成17年11月に開催された北海道議会の決算特別委員会において、民間移譲を含めた事業のあり方を検討すべき、との意見が付されたことなどから、事業のあり方についての幅広い観点からの検討が急務となっております。

このため、平成18年3月に、学識経験者や民間有識者の方々をメンバーとする「道営電気事業のあり方検討委員会」を設置し、平成19年1月までの間に7回の会議を開催して、検討していただきました。

その結果、将来的には、内部留保資金が減少し、一時的な資金不足が懸念されるなど、非常に厳しい経営見通しにあること、また、本道の電力需給は将来的に十分安定供給が確保される見込みであり、道営としての水力開発の必要性は低下していること、さらに、道の行政改革の理念とも一致することなどから、民間で可能なものは民間に任せるべきであること、の点を踏まえ、委員会から、道が電気事業を継続して運営する論拠は弱いこと、民間企業に譲渡すべきこと、との報告が行われました。

これを受けて、平成21年1月から、電気事業3者、具体的には、北海道電力(株)、電源開発(株)、ほくでんエコエナジー(株)の3者と、民間譲渡に向けた課題整理を行いました。老朽化が著しい発電施設の扱いや、8カ所の施設を一括して譲渡することを前提としていたことなどから、協議は難航しておりました。

その後、事業を取り巻く情勢に大きな変化が生じ、まず経営見通しについては、平成22年3月に、北海道電力(株)と平成32年3月末までの10年間の基本契約を締結することができ、それまでの「みなし卸電気業者」から「卸供給事業者」として位置づけられ、引き続き総括原価方式が適用されることとなったこと、また、COP15において温室効果ガス削減目標がマイナス25%とされるなど、水力発電を始めとする再生可能エネルギーの環境価値向上の可能性が出てきたこと、さらに、全国の公営電気事業者において、電気事業を自治体の温暖化対策に位置づけるなど、引き続き直営による事業運営を選択する動きが出てくるようになりました。

これらの情勢変化を踏まえ、平成22年の北海道議会、第1回定例会の予算特別委員会において、民間譲渡のほか直営での運営も含め総合的に検討すべき、との意見が付されました。

このため、平成22年4月に、第2回目となる委員会を設置し、改めて、取り巻く情勢の大きな変化を踏まえた事業のあり方についての検討を行っていただきました。

その結果、国の夕張スーパーダム完成後の水運用が未確定であることや、それまでの一括譲渡の協議が不調であったこと、当時は経済の低迷が長引いていたことなどから、譲渡協議の要件が未確定であること、また、再生可能エネルギーの環境価値を計る前提となる法制度が未整備であり、発電施設の適正な価値の見極めが困難であること、さらに10年間の卸供給契約の締結によって経営の安定化が図られ、当面の間、道による事業の運営を継続することに、一定の合理性があること、の点を踏まえ、委員会からは、道による運営を継続し、譲渡に向けた協議は当面中断することが、現状においては最も適切であり、発電施設の価値を算定する条件が明らかになった時点で、譲渡した場合のメリット・デメリットを改めて総合的に検証し、民間事業者への譲渡の可否に関し、具体的な検討をすべき、との報告が行われました。このため、平成22年10月に電気事業3者に譲渡協議の中断を申し入れ、現在に至っております。

次に、資料3-2「議会議論の推移」をご覧ください。

北海道議会における、電気事業に関する主な議論を左側に、事業を取り巻く動きを右側に、それぞれ時系列で整理しております。

平成17年度から平成21年度までは、ただいま資料3-1で概略をご説明いたしましたので、省略させていただきます。

表の中段、平成22年の第2回目のあり方検討が終わった直後の時点では、「民間譲渡の当面の中断は、現状の選択としては仕方ないが、民間譲渡に向けた取り組みは今後も粛々と進めるべき」との議論もありましたが、平成23年3月の東日本大震災と原発事故を契機として、平成23年には、「民間譲渡をせず、企業局のノウハウを再生可能エネルギーの普及拡大に活かすべき」との議論も出てまいりました。

その後、平成24年度には、「卸供給契約の期間である平成31年度までは道営だが、民間譲渡の可能性がなくなった訳ではない」との議論がある一方、「民間譲渡を棚上げし、企業局の有する知識やノウハウを活用して、地域の再生可能エネルギーの導入拡大に努めるべき」との議論



もございました。

昨年度、平成25年度には、建設中のシューパロ発電所について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用により見込まれる収益を前提として、「地域の再生可能エネルギー導入のための支援や、企業局自らの施策や事業展開に活用すべき」との議論がございました。

次に、資料3-3「全国の公営電気事業者の状況」をご覧ください。

平成7年の電気事業法改正の時点では、全国で合わせて34事業者、具体的には、1都1道1府30県1市の公営電気事業者がいましたが、現在までに8事業者が民間事業者、地元の一般電気事業者に対して、譲渡を行っております。

残る26事業者のうち、三重県と北海道を除く24事業者は、公営による電気事業を継続することとしております。

なお、三重県につきましては、平成25年度から平成26年度において段階的に、地元の中部電力に譲渡を実施しております。

このため、三重県を除く25事業者のうち、現在、公営として継続又は民間譲渡についての方針が決まっていないのは、北海道のみとなっております。

次に、2ページ目は、全国団体である公営電気事業経営者会議が取りまとめた資料であり、現在の26公営電気事業者について、電源別に最大出力を整理しております。

最大出力が大きい事業者は、神奈川県35万4千8百キロワット、新潟県の13万5千9百キロワットなどとなっております。全体的に水力のほか、風力、廃棄物、太陽光といった、多様な電源構成になっています。

次に、3ページ目は、同じく公営電気事業経営者会議の資料ですが、卸供給による発電設備について各事業者ごとに整理しております。

右端の「供給先」欄について、基本的に所在地の一般電気事業者へ供給していることがわかりますが、東京都については、平成25年3月に入札を実施し、平成25年度から26年度の2年間、特定規模電気事業者、いわゆる新電力の「エフパワー」へ全量を供給しております。

以上で、資料3の「道営電気事業のあり方検討の経緯など」についての説明を終わります。

引き続きまして、お手元の資料4「課題整理状況などについて」、資料4-1から順にご説明いたします。

まず、資料4-1「第2回委員会における「未確定事項」の対応状況等について」をご覧ください。

平成22年度に開催した、第2回の委員会の報告では、先程、資料3-1でもご説明いたしましたが、大きく分けて3点の未確定事項があるため、発電施設の価値を算定することができないものとされておりました。

まず、1点目は、夕張シューパロダムの水運用計画についてであります。

第2回委員会開催時の平成22年度には未定となっておりますが、国は平成25年度までに、夕張シューパロダムに係る水運用についての方針を決定しております。

これを受けて、夕張シューパロダムについては、平成26年3月から、試験湛水、ダムへの試験的な貯水を開始しております。

今後、常時満水位からサーチャージ水位まで貯水を行うなど、試験湛水が順調に終了した場合、平成27年4月から、私ども北海道企業局のシューパロ発電所の運転開始を予定しております。

なお、シューパロ発電所及び夕張川の下流にある各発電所について、夕張シューパロダムの水運用による発電量の算定が可能となったことから、発電施設の価値の算定についても可能となったものであります。

また、この発電施設の価値につきましては、今後、外部委託により資産価値の算定を行う予定であり、その結果につきましては、本委員会へ報告することとしております。

次に、2点目は老朽化施設の取扱いについてであります。

旧北炭から譲渡を受けた2つの老朽発電施設については、それぞれ改修に向けての方針を決定しており、滝の上発電所については、平成23年度から改修に着手、また、清水沢発電所につきましても、本年度、平成26年度から改修事業に着手しております。

次に、3点目は、環境価値についてであります。

平成21年12月のCOP15、第15回気候変動枠組条約締約国会議において、日本が温室効果ガス削減について、1990年比でマイナス25パーセントの目標を示したことなどから、温室効果ガスである二酸化炭素を排出しない、再生可能エネルギーである水力発電施設の価値が高まるものと期待されておりました。

しかし、マイナス25パーセントの目標は、その後、撤回され、また、平成24年7月から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしたものの、環境価値の定量的な見積もりに

については、現時点においても困難な状況にあります。

また、委員会の報告書においても、企業局の水力発電施設の環境価値を見定めるためには、今後の国内制度の展開を待たざるを得ないとされておりましたが、現時点においても有効な制度は確立されていない状況にあります。

このようなことから、発電施設の価値の算定に当たって、環境価値をどのように評価すべきか、本委員会において、今後の論点整理が必要になります。

次に、未確定事項の対応に関し、関連する事業などについてご説明いたします。

資料4-2「シューパロ発電所建設事業」をご覧ください。

シューパロ発電所は、国の夕張シューパロダム建設に伴い水没する二股発電所の代替施設として建設を進めておりますが、第2回委員会を開催した平成22年度当時は、事業に着手したばかりであったことから、その時点では施設の資産価値の算定ができないものとされておりました。

現在、建設事業は順調に進んでおり、今月から水車・発電機に水を通水する「有水試験」を行うなど、平成27年4月の運転開始に向けて、鋭意、取り組んでいるところでございます。

また、シューパロ発電所につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITの適用を受けることとなっております。

発電所の諸元は、資料の4の建設の概要の(1)の表の右側になります。

今後の試験結果にもよりますが、最大出力については2万6千6百キロワット、年間発生電力量は8万7千325メガワットアワーを予定しており、概算の事業費は76億円程度となる見込みであります。私からのご説明は、以上になります。

#### 【泉山主幹】

発電課の泉山です。私からは、資料4-3「滝の上発電所の取り扱い」、資料4-4「清水沢発電所の取り扱い」、資料4-5「道営発電施設による炭酸ガス等削減効果」について、ご説明いたします。

資料4-3の「滝の上発電所の取り扱い」ですが、施設の存続・廃止について検討を行った結果、既存の有効活用、年間発生電力量の増加が見込まれることから、施設の改修を行うことといたしました。

改修のスケジュールは、平成23年度に設計・調査の業務に着手、平成25年度から現地工事を開始、完成は平成28年9月頃を予定しております。

なお、完成後の滝の上発電所は、固定価格買取制度の適用を受けることとしております。

改修の内容につきましては、現行施設が最大出力2千340キロワットに対しまして、改修後は1千9百キロワットとなり、やや小さくなりますが、夕張シューパロダム完成後の水運用は、年間を通じて安定した水量を確保できるため、発電電力量は、現行施設より増加する見込みです。

改修に要する費用は、約24億円を見込んでおります。

資料4-4の「清水沢発電所の取り扱い」ですが、施設の存続・廃止について検討を行った結果、既存の有効活用、再生可能エネルギーの拡大・強化につながることから平成26年度から改修事業に着手しております。

改修のスケジュールは、平成26年度から28年度において、設計・調査業務、関係機関協議を行い、平成29年度から現地工事を開始する予定です。

改修の内容につきましては、今後の検討によっては、変更となる場合もありますが、現時点では、現行施設が最大出力3千4百キロワットに対しまして、改修後は3千8百キロワットを予定しております。改修に要する費用は、約41億円を見込んでおります。

資料4-5の「道営発電施設による炭酸ガス等削減効果」ですが、道営発電施設による電力量は、「1年間発電電力量」にお示しのとおり、滝の上発電所が老朽化のため休止した平成24年度の実績では約2億8千954万キロワットアワー、滝の上発電所の休止に加え、二股発電所が廃止した平成25年度の実績では、約2億6千346万キロワットアワー、シューパロ発電所及び滝の上発電所が運用開始する予定の平成29年度は、約3億1千734万キロワットアワーの見込みです。

この電力量から原油・炭酸ガス等の削減量を算定しますと、「2原油・炭酸ガス削減量」にお示しのとおり、平成24年度は、原油削減量で年間7万3千キロリットル、炭酸ガス削減量で年間21万トン、炭素削減量として、年間5万7千トン、平成25年度は、原油削減量で年間6万6千キロリットル、炭酸ガス削減量で年間19万2千トン、炭素削減量として、年間5万2千トン、平成29年度は、原油削減量で年間8万キロリットル、炭酸ガス削減量で年間23万1千トン、炭素削減量として、年間6万3千トンとなります。

この炭素削減量から、森林に換算値いたしますと、「3森林換算値」にお示しのとおり、平

成24年度は、3万9千760ヘクタール、平成25年度は、3万6千272ヘクタール、平成29年度は、4万3千945ヘクタールとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**【北委員長】**

どうもありがとうございました。それではただいまのご説明に関しまして、ご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

**【佐藤委員】**

では資料3-2の議会議論の推移について、質問させていただきます。

特に平成24年度になりますが、たとえば、「31年度までは道営だが、民間譲渡の可能性がなくなった訳ではない。」という意見がある一方、「民間譲渡を棚上げし、」というような議会での議論があったようですが、この点について公営電気の今後のあり方を見る場合に非常に大きく括ると「一つの企業体としてどうなのかという検討」、もう一つは「公的使命、役割を果たす、公共性、公益性の観点からどうなのか」という、そういう見方がちょうど24年度には展開されていたように見受けられますが、ここ最近につきまして、特に議会の意見として、一つの企業体としての収益性、成長性という点に軸足が置かれているように見受けられるのか、あるいは、たとえば東日本大震災を契機といたしまして、公共性あるいは公益性の観点に軸足を置かれたような議論が見受けられるのか、その辺の統一見解はたぶんないと思いますけれども、議会における傾向等をご紹介いただければありがたいと思います。

**【武田局長】**

議会ではいろいろな議論があります。一つは企業としてのものの見方でいきますと健全な経営ということがありますので、32年以降FITというプラス要素もございしますが、一方で小売りの自由化ということで、今の総括原価ではなくなる発電所とFITの適用を受ける発電所と両方混在していくという経営環境となりますので、そういう中できちとした経営が前提だということが共通のご意見かなと思います。

もう一方で公営電気事業を民間にすべてを任すのではなくて、やはり公共性の高い公営電気事業については行政が引き続き関わるべきであるという意見もございます。

それからもう一点、企業局が持つ人材、ノウハウといういろいろな部分で、行政機関である道として、地方のいろいろな再生可能エネルギーの取組をソフト、ハード面から支援をすべきであるという意見が特に25年度につきましては資料に記載しているとおおり、主流であると思います。

健全な経営というベースの中で道営としての役割をしっかりと果たすべきであるという意見が多いと実感しておりますが、一方でこれまでの経緯を踏まえて民間譲渡については、まだ議論はなくなったわけではない、しっかりと将来の経営見通しを踏まえて方向性を道としてまとめるようにという念押しの意見もいただいております。

**【佐藤委員】**

議会の状況を理解いたしました。ありがとうございました。

**【矢島委員】**

今の質問とも若干関係いたしますが、これまでの検討委員会の議論の中で、民間譲渡した場合のメリット、デメリットを総合的に検証するというようなまとめになっていると思いますが、具体的にどのようなデメリットがあるんだということまで議論はされたのでしょうか。

つまり課題としてそういうことになったということなのか、具体的にメリット、デメリットについて意見が出たのかということです。

**【武田局長】**

今後についてはメリット、デメリットを改めてご議論いただくということにしておりますが、過去において具体的にどんな議論をされていたのか即答できませんので、内容を確認し改めて委員会の場でわかりやすくご説明したいと思います。

**【矢島委員】**

改めてで結構ですので、よろしくお願ひします。

**【瀬戸委員】**

道営電気事業のあり方に関する報告書の最後のページに39ぐらいのヒアリングがありまして、その大半の意見がデメリットはないのかという質問に対して、委員会としてこう考えているという答えが書いてあります。出ている質問はほぼ全部今のご質問の民間譲渡にした場合本当にそれでやっていけるのかという危惧の表明になっています。

**【菅原委員】**

資料の3-3ですが、26のうち24が継続方針、そして三重が段階的に売却、譲渡ということなんですが、三重の民間譲渡を決めるに至った背景がわかればお教え願いたい。それから継続というのはどういう観点から、たとえば他のところではどうなっているのかということをご参考までに知りたいのですが。

**【中村主幹】**

三重県に関しましては、事業のあり方についての検討を行い、今後の見通しを踏まえた上で最終的には事業継続はできないであろうというご判断の下に、地元の中部電力の方に譲渡することになったということをご伺っております。

**【菅原委員】**

それは採算的に合わないということですか。

**【中村主幹】**

三重県で検討を行いましたのは、FITの制度ができる前の検討でして、方針を固めてからも単純に老朽化施設ですとか、あるいは中部電力に運営を委ねるに当たって、遠隔の運転操作の関係ですとか、そういうところで改修工事が必要なものが一番だと伺っておりまして、そういった工事を行った上で、段階的に譲渡するということでした。

**【菅原委員】**

それはFITが決まるという前の話ですね。

**【中村主幹】**

三重県については、そういうご判断だったということです。

**【菅原委員】**

逆に継続になっているところで、FITが導入された後に継続を決めたというのはいくつ位あるのでしょうか。

**【中村主幹】**

私どもの方で承知しておりますのは、長野県で平成24年度にあり方の検討をされたはずでして、その当時はFITの法律は23年のうちからできておりまして、施行が24年7月でしたので、その辺のFITの状況を踏まえた上でご判断されたはずですし、また長野県の方では直営継続を決めた後にFITの適用を受ける発電施設の改修を始めたというふうに伺っております。

**【菅原委員】**

ありがとうございます。

**【北委員長】**

滝の上発電所と清水沢発電所が今回改修の対象ということですが、その他の発電所についての改修計画というのはどのように考えておられるのか教えていただきたいのですが。

**【武田局長】**

現在はシューパロとここにご紹介の前回民間譲渡協議の課題となりました滝の上それから清水沢という老朽化施設につきまして、いずれも70年から80年、90年近く経過した中で全面的な改修を行っております。

その他につきましても、資料の最初にご説明申し上げました鷹泊発電所が昭和28年稼働ということで60年、川端につきましてもその数年後という中で、近い将来改修につきましても考え

なければならぬ発電所がございます。

今後具体的に、収入はFITと小売り自由化を前提とした中で見直しを立てるということと、もう一つ費用につきましても老朽化施設の将来的な改修計画、それから現在改修しなくてもオーバーホールという水力発電機の10年から15年に1回やるような大規模改修といいたいでしょうか、そういうものも含めて費用として計画の中に織り込んでお示しをしたいと考えておりますが、まだ具体的に年次までは固まっていないのが現状でございます。

#### 【北委員長】

ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。

それでは、ないようですので、次の議題の「委員会の今後の進め方及びスケジュール」ということで、原案を事務局から資料5に基づいてご説明をいただきたいと思っております。

#### 【出口主幹】

検討委員会の今後の進め方の事務局案について、ご説明いたします。資料5-1をご覧ください。

委員会の開催は、本日の会議を含め、全体で10回の開催を考えております。

まず、次回の第2回については、7月中旬から下旬に夕張川水系のシューパロ発電所や滝の上発電所改修事業などの現地視察を行いたいと考えております。

第3回は、9月上旬に開催を予定しております。内容は、「道営電気事業を取り巻く情勢の変化等について」、具体的には「電力システム改革」、「固定価格買取制度」、「他県公営電気事業者の動向等」についてを説明させていただきますが、場合によっては専門家や関係機関の担当者から直接、講演または説明いただくことも考えております。また、「今後の検討の進め方」について、ご議論いただきたいと考えております。

第4回は、11月中旬に開催を予定しております。内容は、道営電気事業の収支、経営分析及び資産評価などの資料をお示しをし、道営電気事業の必要性やあり方などについての検討を行っていただきたいと考えております。

第5回から第8回にかけては、平成27年1月下旬から7月下旬までの間、2ヶ月に1回の頻度で開催することとし、第4回から引き続いて、必要性やあり方について論点ごとの検討を行っていただきたいと考えております。

第9回は、平成27年8月中旬から下旬に開催することとし、中間報告の取りまとめを行っていただき、9月から10月にかけて、道民意見の募集を行いたいと考えております。

そして、最終の第10回は、平成27年11月中旬に開催することとし、最終的な取りまとめを行っていただきたいと考えております。

以上、今後の進め方についての事務局案でございます。

#### 【北委員長】

ありがとうございました。事務局側としてはこのようなスケジュールで今後進めていきたいということです。各回で具体的にどういうポイントを議論していただくかということについても、案でございますけれども示していただいているところでございます。

今後の進め方及び今後どういう観点で検討していったらいいかといったようなこと等につきまして、今日は第1回目ということですので、ご自由にご意見をいただきまして、それを今後の進め方あるいは検討項目等に反映していきたいというように考えておりますので、ご意見をいただくと大変ありがたいのですが、いかがでございましょうか。

#### 【谷本委員】

再生可能エネルギー導入のための支援ということが前回の報告書でもありますが、町村長の皆さんも非常に興味がある方が多くて、町村会では常任委員会が3つありますが、昨年、再生可能エネルギーに関する特別委員会というものができ、いろいろな議論があります。

一方、売電といいたいでしょうか、寿都町に代表されるように北電に対し売っているというところは、当時は買い取り価格がはっきりしなかったのが、かなり気合いを入れてやったのですが、そういう勢力がある一方で、大きな話ではないが、子供の教育ということもあられるのでしょうか、相当興味のある町村長の方が多く、今回の委員会の中でも再生可能エネルギーなどに関する議論がたくさんできればいいかなと思っております。

#### 【北委員長】

どうもありがとうございました。先ほどもお話がありましたけれども、企業局が持っているい

ろいろなノウハウを市町村の再エネの普及拡大に活かしていただくという視点も非常に重要なことで、それがひいては地域の振興、経済発展につながっていくことも期待されるわけですので、そういった観点でも議論していきたいというふうに考えております。

**【佐藤委員】**

資料5-1、今後の進め方の案として、私は基本的な枠組みはこれで概ねのところは目配りできているのではなかろうかと思っています。

これから先は私からの個人的な意見というか提案になりますけれども、もし可能であれば、公営電気事業者を民間事業者はどのように見ているのかというようにところをマーケットサウンディングあるいはヒアリングという形で少し声を拾えないかどうかという、そんな取組をしてもらえないだろうかというのが意見、提案です。

といいますのは、先ほど公営電気の民間譲渡の流れのお話で出てきました長野県にしる三重県にしる、実は平成22年度の電力改革に向けた流れの中で決まった話であって、今起きている電力改革の大きな流れ、この背景とは全く異なるので、実は当時の公営電気に対する見方と現在の公営電気に対する見方というのは変わっているのではなかろうかという仮説を持っています。そうしたところを少し難しいテーマかもしれないけれども、可能であれば、どのように公営電気を民間は見ているのかという観点からの資料をご検討いただければありがたい、要望としてお伝えしておきます。

**【北委員長】**

どうもありがとうございました。確かに、その当時とは大分状況は変わってきておりますので、そういうヒアリングがもし可能であれば是非お願いしたいと思います。

**【矢島委員】**

今の佐藤委員の発言に私も賛同します。

エネルギー問題に対する今国民的な議論が非常に高まっている中で、この問題を考えていくというのは、ある意味非常に難しいなと感じています。国のエネルギー政策自体がまだまだ不透明な状態です。それから温暖化問題に対する国際的な枠組みも先が見えない。そういう中で、いろいろな情勢の変化がこれから先もあると思います。ですからそういったものも睨みつつ、この問題もその中でどう捉えたらいいのかという視点が必要なのかなと、そういう意味ではかなり幅広い議論になっていくのかなと思います。

**【北委員長】**

どうもありがとうございました。やはり国の状況、世界的な地球温暖化に関する状況等も踏まえて、いろいろ不確定な要因もある中で、いろいろな議論を進めていく必要があると、難しい話になりますけれども、いろいろ知恵を絞って結論を出していきたいというふうに思っております。

**【瀬戸委員】**

私は今までの議論には全く参加していませんので、全く新しい視点で、もし間違っていたら許してほしいのですが、電気事業というふうに考えると、あまりにも多様です。原子力もあるし、火力もあるし、火力の自家供給者も増えてます。それから最近は太陽光というのが流行です。

私はここでは水力発電事業にフォーカスして議論すべきであろうと思います。他の熱源、エネルギー源と比べて、水力発電の持っている特性はどういう良い点があるのかということを追えば、自ずと北海道に水力発電があるということの地理的意味がクローズアップされて、それが公営で行われているのか民間事業に売ることの議論は2番目の話であろうと思います。

なぜならば、今ざっと資料を読んでたんですけど、シューパロダムという出力2万6千キロワットの来年運転開始予定の発電所の建設費は76億円で過ぎませんが、ダムの建設費は1千7百億円です。ですから合計すると1千776億円の総工事費用のうちのわずか4.2パーセントに過ぎないんです、発電所の建設費用というのは。このダムは当然膨大な用水、治水管理の役割を担っています。だから、ちょっと思いついた太陽光発電のような事業者のノリでこういうことを議論すべき対象ではないと思います。

さらに加えて、皆さんも容易に想像できると思いますけれど、春の雪解けで膨大な水が湧き起ります。北海道で。冬は水が凍って、非常に発電の出力が低下します。だけでも幸いなことに一番渇水で苦しむような夏にはまだ雪解け水がたっぷりあります。山間部で本当に雪が消えるのは6月の末から7月の中旬ですので、非常に水がある。その水を使って発電するわけです。

だとすると、夏のエアコン等で電力が不足する時期に豊富な水があるのだから、そういう産業を意図的に誘致するためにも、この水力発電は非常に重要です。

そういう治水、用水の管理であったり、特異的に雪解け水が多い、そういうものを管理する中での、ほんの一部が水力発電だという観点で、発電事業であるという観点でいえば、是非、単なる決算上の数字の話とかではなくて、水力発電というものの優位性とか必要性という観点を強く意識した報告書でありたいと思います。

**【北委員長】**

大変貴重なご意見ありがとうございました。治水管理あるいは電力の安定供給の一翼を担う水力発電の位置づけというものを明確にすれば、自ずと結論が出てくるのではないかという心強いご意見をいただきました。

こういった視点、非常に重要だと思いますので、検討していきたいというふうに思います。

**【庄司委員】**

漠然とした言い方になりますけれど、やはり北海道の特性というものを十分に考慮した上での検討というものが必要かと思えます。

**【北委員長】**

先ほどの瀬戸先生のお話にもありましたが、北海道の中での水力発電の位置づけということ意識する必要があるということですね。ありがとうございます。

その他いかがでございましょう。菅原委員、何かありましたら。

**【菅原委員】**

いえ、今まで出てきた部分でよろしいかと思えます。

**【北委員長】**

私からは、昨年度末に「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」というものが道の方から出されまして、この中で再エネ導入拡大に向けて、いろいろな課題があって、その課題を克服することを前提として、どのくらい導入されてくるか、導入できるかという平成32年度までの目標なんですけれども、数値目標が一応出されたということで、これはエネルギーの基本計画、国の方では数値目標という形では出ていなかったものに対して、北海道の数値目標はかなり先進的だというような評価をいただいているところというふうに聞いております。

そういった道の再エネ導入拡大に向けた方向性の中で、この道営電気事業をどういうふうに位置づけていくのかという視点、これは是非検討の中で盛り込んでいただきたいというふうに思っております。結局はそれが道の将来的な施策を反映した意思決定というものができるのではないかというふうに考えているわけでございます。

今、皆様方からいただきました貴重なご意見これを活かしまして、今後の進め方を事務局の方と整理させていただきたいと考えております。

まず委員長の私の方に今後の進め方につきましては、ご一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【各委員から異議なしとの声】**

**【北委員長】**

それでは、最後に議事の(4)のその他ということなんですが、こちらの方で用意したものは無いのですが、何かこの際ご意見、ご質問等ございますでしょうか。全般的にどんなことでも結構でございますが。

事務局の方からなにかございますでしょうか。

**【藤永発電課長】**

ございません。

**【北委員長】**

それでは、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。次回は7月中旬から下旬に夕張川水系の発電所の現地視察を予定しておりますので、事務局において日程調整させてい

たきますので、是非ご参加いただければと思います。事務局の方よろしいでしょうか。

**【藤永発電課長】**

了解しました。

**【北委員長】**

よろしくお願いいたします。

それでは、以上で終了いたします。事務局へ進行を戻させていただきます。どうもありがとうございました。

**9 閉会**

**【出口主幹】**

閉会に当たり、企業局長から一言ご挨拶申し上げます。

**【武田局長】**

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、また暑い中、熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

今、委員の皆様から頂戴いたしましたいろいろな意見を整理をして、次回以降、議論に反映できるように万全の準備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今後も職員一同、資料の準備ですとか情報提供に努めさせていただきますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

**【出口主幹】**

長時間にわたり、ありがとうございました。

次回は現地視察を予定しておりますので、委員の皆様には後日、日程のご確認をさせていただきますと思います。

また、何かご不明な点や確認したい事項がありましたら、その都度ご説明に伺いますので、ご連絡いただければと考えております。

以上をもちまして、第1回検討委員会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。